

登米市議会基本条例素案に対するパブリックコメントへの回答

○受付期間：(平成23年1月7日～2月7日)

○意見提出者数：3人

○意見数：44件

No.	条項	市民からの意見等	意見に関する回答
1		<p>休日・夜間議会の開催</p> <p>1 市民が傍聴しやすくなるのでは…</p> <p>2 一般質問の内容をチラシで毎戸に配布して、気運を高める。</p>	<p>休日・夜間議会については、現在、インターネット上で議会の生中継や録画中継が見られることから、夜間・休日議会の効果をさらに検証し、もし必要と結論づけられた場合は、規則等で定め、対応していくことにしています。</p> <p>一般質問の内容の全戸配布については、全戸配布する時間的余裕がないため、一般質問の通告後切後にインターネット上に一般質問の項目を掲載しています。</p>
2	全体	<p>女性議員を一定数配置する割当制度の導入は女性議員を増加させるための、学習会などの企画の支援や女性が進出できる条件整備を含めて考えるべきでは。特に、防災会議などにおいては、女性の立場でないと、計画に組入れられない事項がたくさんある。</p>	<p>女性議員の割当制度については、現時点では法的に難しいものと考えます。後段については、登米市男女共同参画条例の制定などにより、今後なお一層、審議会等に女性の登用が図られていくよう議会でも提案して行きます。</p>
3		<p>通年議会の導入</p> <p>6月、9月、12月、2月の議会で、議案を審議するのは、従来の姿であるが、地方自治法上、議会の招集権は、首長にあるが、一旦招集された後は、議長権限で再開することが可能である。</p> <p>目的～機動力アップを狙うこと。年間を通じて「開会中」のため、緊急案件に対応でき、常任委員会が動きやすくなる。</p>	<p>通年議会については、今後の課題として、実施の方向で調査検討していくことにしています。</p>
4	前文	<p>「時の流れ」という表記は受動的であり、目的意識の希薄さを感じさせるので、「時の流れ」を「社会情勢の変化」に変更してはどうか。</p>	<p>ご意見を参考に、「時の流れ」を「時代の変革」に変更させていただきます。</p>

5		<p>「国の統治機構の重要課題であり」は主語が国であり、自治体としての立場が薄くなる。また、改革が政治主導という表現は、主権が市民でないようにも読み取れるので、「国の…求められる。」を「地方分権が国の統治機構の重要課題とされており、この改革を進めるためにも市民の意思を中核に据えた議会の成熟が求められる。」に変更してはどうか。</p>	<p>原文のままとさせていただきます。</p>
6		<p>「競い・協力し合い」という表記は「競い」が強調され、敵対関係にあるようにも読み取れるので、「競い・協力し合いながら」を「競い合い・協力し合いながら」に変更してはどうか。</p>	<p>原文のままとさせていただきます。</p>
7		<p>「悩みや声」という表記は悩みも声に含まれるのではないか。また、悩みという表記は暗くはないか。「悩みや声」を「期待や夢を汲み取り」に変更してはどうか。</p>	<p>「悩みや声」を削除し、前文の一部を修正させていただきます。</p>
8		<p>「政策提案や政策立案」という表記は順序性を考えれば、立案の後に提案があるのではないか。「政策提案や政策立案」を「政策立案や政策提案」に変更してはどうか。</p> <p>また、この後のページにも政策提案、政策立案、政策提言という文言が使用されているが、順序性と文言の定義づけが必要である。例えば、提言と提案の違いは。</p>	<p>政策提案や政策立案はそれぞれ独立したもので、これに順番性というものはないと理解しています。但し、統一した表記とさせていただきます。</p> <p>また、提言と提案の違いについては、自分が当事者として関与するか、あるいは実行する前提で意見や考えを述べるときには「提案」を、逆に第三者的な立場にあって直接実行には関与しない場合に意見を出すときは「提言」と、区別して使っていると理解しております。</p>
9		<p>「理念を共有し」は文言としては綺麗だが具体性に欠ける。そもそも理念は何における理念なのか。</p> <p>「理念を共有し」「志を高く持ち」「努力を惜しまず」を「議員としての志を高く持ち」「解決課題を共有し」「努力を惜しまず」あるいは、「市民の心を心とし」「志を高く持ち」「努力を惜しまず」に変更してはどうか。</p>	<p>この議会基本条例は、議会の理念や議員の活動原則を定めたものとしていることから、原文のままとさせていただきます。</p>

10	第1条（目的）	この条例制定の根拠条文（日本国憲法・地方自治法）を加筆すべきものとする。	議会基本条例は当然日本国憲法や地方自治法に基づきながら、登米市議会が自主的に制定するものであって、狭義の根拠条文まで文章表現しなくても良いと理解しておりますので、原文のままとさせていただきます。
11	第2条（議会の活動原則）	第1号で、市民に開かれた議会を目指すとしていることから、市民の傍聴の意欲を高める議会運営をおこなうことの条文を加えるべきと考える。具体的には、夜間、休日に於ける議会等の開催。更に、議会の活動原則について、『努める』とか「目指す」といった文言を使い、議会自らの議会活動を努力義務にとどめていることは、いかがなものか。『努める』といったような末尾を「確保する」或いは「充実させる」といった文言に改めるべきと考える。	夜間・休日議会については、現在、インターネット上で議会の生中継や録画中継が見られることから、夜間・休日議会の効果をさらに検証し、もし必要と結論づけられた場合は、規則等で定め、対応していくことにしています。 また、末尾については、可能な限り義務規定とし、統一した文言となるように修正させていただきます。
12		第2号で、「反映できるよう」という表記は弱い。また、反映させるために意見を把握という順序が読みやすいので、「市民の多様な…努める。」を「適切に政策形成するために、市民の多数・多様な期待や夢を把握の市民参加の機会の拡充に努めること。」に変更してはどうか。	条例に「期待や夢」の文言はなじまないと考えます。 また、「反映できるように」を「反映させるために」と修正させていただきます。
13		第3号を前条に合わせるとすれば。「市民の多様な意見をもとに政策、政策立案等…」を「市民の多数・多様な期待や夢をもとに政策立案、政策提案等…」に変更してはどうか。	条例に「期待や夢」の文言はなじまないと考えます。 ご意見として伺います。
14	第3条（議員の活動原則）	第1号を第2条の議会の活動原則に盛り込むべき内容ではないか。議員間討議は、議会の本質に関わるもののため、第2条の基本原則に盛り込むべき内容ではないかと考える。	議会における自由討議は、第13条で規定しています。ここでは議員としての自由討議ですので、原文のままとさせていただきます。

15		第3条第1号で「合議の機関であることを認識し…」及び第13条第2項で「議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める」と謳ってありますが、これは、議員間の合議体での議論と解釈しても良いのか。	議会は合議体であり、その中で議員間の議論を展開していくものと理解しております。
16		第2号で、「市民全体の奉仕者、代表者として…」としているところを「市民の代表者」した方が良いのではないのか。	議員の職責として、市民の代表者であり奉仕者でありますので、一部文言の整理はありますが、原案のとおりとさせていただきます。
17		第3号で、「…一部団体及び地域の代表にとどまらず」という表記は地域の代表ではあるがという弱い表現となっているので、「…一部団体及び地域の代表にとどまらず…」を「…一部団体及び地域の代表としてではなく…」に変更してはどうか。	議員は、市民全体の代表者であり奉仕者であるのは当然ですが、特定の団体及び地域の代表でもあります。議会は市民の意見、利害等を多様に代表し、複数の人が話し合いものごとを決定する合議制の機関であることから、一部文言の整理はありますが、原案のとおりとさせていただきます。
18	第5条（市民参加及び市民との連携）	議会への市民参加で、委員会及び議会などに市民の意向聞くシステムを構築する。（議会の議論は、市民のさまざまな意見をろ過する場として機能する。）	第5条第3項、同条第4項、同条第5項、第6条第2項、第8条、第14条第3項で規定しています。
19		第2項で、本会議だけでなく、実質的な審議を行う委員会の原則公開と議事録の公開は不可欠である。特に、議事録は、公民館等でも閲覧の検討を併せて指定管理者が行う施設はどうかなど	議事録は、本会議と予算・決算審査特別委員会の議事録を議会事務局とホームページで公開しております。常任委員会と予算・決算を除く特別委員会の議事録は要点記録としております。議事録の公表については、可能な限りできるように検討してまいります。

20		第3項で、「…会議の討議に反映させるよう努める」となっているが『努める』を削除したほうが良いのではないか。	原文のままとさせていただきます。
21		第3項で、「常任委員会、議会運営委員会、…」としておりますが、開かれた議会を目指すといっておきながら、この三点に区別した意図は何でしょうか。	地方自治法で規定されている会議を記載しております。
22		第4項で、「…陳情者から請願…」の「から」を「が」にしたほうが良いのではないか。	ご意見を参考にさせていただいて、次のように修正させていただきます。 「議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。」
23		第5項で、「市民との意見の場を多様に設ける」としていることから、「議会報告会」を設けることを義務化した条文を設けたほうが良いのではないか。議会報告会に関するものを、別に要綱で定めるとしたほうがすっきりするものと思う。	「議会報告会」については、第6条で意見交換会として規定しています。ご意見のとおり別に定めるとしております。
24	第6条（広報・広聴活動）	議会の結果などをまとめ、30名の議員を3人1組とし、10班位に分かれ、地区コミュニティ単位とした報告会を年2回実施してはどうか、併せて、行政区長との懇談会も検討しては、（受身の姿勢でいたら、市民の意見はほとんど集まらないのでは）	意見交換会の開催方法については、今後定めますので、参考にさせていただきます。

25	第7条（政策企画調整会議）	<p>新たに「プロジェクト委員会を設置する」と謳っていますが、政策立案や提案といった行為は、市民によって選出された議会人として与えられた何にも代えがたい崇高な責務と考えるが、条例で定めたプロジェクト委員会で立案した政策を基に議会に提案しても良いものか疑問が残る。</p> <p>また、プロジェクト委員会に付託した政策案件について、議員個々が責任を持って市民に説明が出来るかも疑問である。更に、議員間の討議を重ねて行くと言う事であるが、政策立案に携わるプロジェクト委員会の意見が強くなり一人歩きしないのかどうか心配するものである。加えて、権力を集中させるものが出現する可能性があり、独裁制に陥ることがあると考えられる。議員同士、志を同じくする第4条で定めている会派でも政策立案、政策決定、政策提言等を行っていくといていることから、その機関でその中で議論を積み重ね成案を作って行ったほうが、議員一人一人の政策立案等の能力の向上が図られ、議員個々が責任を持って政策決定の一つ一つ市民に説明できるのではないか。</p>	<p>第6条の意見交換会等で市民からいただいたご意見を広報広聴委員会で集約し、この政策プロジェクト委員会（名称は政策企画調整会議と変更します。）で検討、振り分けをして、議論した結果は市民に、広報等で適宜お知らせいたします。</p>
26	第9条（市長等との関係）	<p>第4章 「議会と行政の関係」と変えたほうが良いのではないか。</p> <p>（議員と市長等執行機関の関係）とすべきでないか。いずれも「議会や議員」が前に来る。理由は、議会基本条例だからである。</p>	<p>「市長と議会」はどちらが前か後ろかということではないことから、「議会」、「議会及び議員」を削除させていただきます。第3章も同様に「議会」を削除させていただきます。</p>
27		<p>第1項の頭だしの「議会」を『議員』とすべきではないか。理由は議会基本条例だから。</p>	<p>議会全体と市長等との関係なので、議会という表記にしていますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

28		<p>第3項で、議長等の許可を得て反問するとなれば、答弁者は「反問したい」と発言しなければならず、敵対しての答弁と受け取られる。となれば、反問権の行使は皆無となる恐れがある。対等な議論を期待するのであれば、敢えて許可を得て反問する仕組みは実行を伴わないものとなるので、「議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。」を「議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して反問することができる。」に変更してはどうか。</p>	<p>議会運営上、いかなる発言も全て議長の許可を得なければならぬため、原案のとおりとさせていただきます。 「議員の質問」を「議員または委員の質問」に修正します。</p>
29		<p>第3項で、「市長等の等」とは、誰を指すのか。 「誰であるか具体的な用語の説明が必要ではないか」。また、市長等を具体的に「市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という）」謳うべきではないか。</p>	<p>第9条第1項で、市長等とあるのを市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と修正し、規定させていただきます 但し、反問権については、市長と執行機関の長を想定しています。</p>
30		<p>第3項で、市長が議員に、反問権を認めることで、議会運営が一層活性化されるのではないか。</p>	<p>第9条第3項で規定しています。</p>
31		<p>第5項で、両者の透明性を図るのであれば、文書作成は両者が関わるべきであり、市長等だけが文書作成に当たったのでは公平を欠くので、「…日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求める。」を「…経過等を記録した文書を議員及び市長等と作成する。」に変更してはどうか。</p>	<p>この項については、議会の最高規範となる議会基本条例に規定するのではなく、倫理条例等での規定を検討することとし、第9条第5項については、削除させていただきます。</p>

32	第 11 条（市長による政策等の形成過程の説明）	<p>第 10 条は、市長等執行部に対する、議会の権限を強化している条文となっていますが、二元性を取っている地方議会として、執行部に対して求めるものとしてだけではなく、第 2 条の議会の活動原則や第 5 条の市民参加および市民との連携の条文と同じように、議会自ら市民との関係を示す条文が抽象的な文言となっているので具体的な文言とすべきでないか。『努める』といった末尾を「確保する」或いは「充実させる」といった文言に改めるべきと考える。</p>	<p>議会の権限の強化ではなく、議会として執行部に政策等の形成過程の説明を求めている条文です。その上で文言の整理をさせていただきます。</p>
33		<p>第 3 号で、「隣接する自治体及び」を削除したほうが良いのでは。他の自治体に包含されるものと解する。</p>	<p>比較検討のためであり、包含されるものでないと理解しています。原案のとおりとさせていただきます。</p>
34	第 13 条（議員相互間の討議）	<p>第 1 項で、「市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ…」とは具体的にはどの職責までか。会議出席職員を最小限にすることは確かにいいことである。それも議事案件に応じて出席させるべきである。議会開会中、長期にわたり会議に行政の中核である部長・課長等の幹部が本来の職務から離れることは、その間、自らやらなければならない職務を履行することが出来ず業務に支障が出てくるものと考えます。つまり、幹部が長期にわたり席を離れるということは、公務に対する市民の負託に応えることが出来ないこと。更には危機管理上好ましいものとはいえない。</p>	<p>議員間の自由討議を行う場合には、説明のために出席している市長等を退席させて行うことを想定しています。また、本会議や委員会等についても、このように努めさせていただきます。</p>
35		<p>第 1 項で、議員同士の討論です。（議員同士の議論の場であるべき議場も、単なる質問の場に化している。）地方自治法第 121 条の規定には、首長ら執行部は、議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないと規定されていることから、首長側に説明してもらった後は、帰ってもらい、議員同士であればどうだろうと意見を戦ってもらおうと、議会は変わるのではないのでしょうか。また、市民の関心もたかまるのではないかと期待するものです。</p>	<p>ご意見のとおりであることを想定して、この条文を規定しています。</p>

36		<p>第2項で、市民からの請願や陳情の市民提案の審議も加えるべきと考える。市民からの請願や陳情の審議を除いた理由は何でしょうか。</p> <p>参考 「地方自治法でいう条例の制定・改廃請求などや市民から出された請願・陳情である」</p>	<p>請願や陳情が議案として上程されるのは、議員又は委員会の提案となることから、この条文としたものです。また、市民提案については、第5条第4項及び第7条などで十分審査され、政策に反映されるものと考えています。第13条第2項は、条文の整理をさせていただきます。</p>
37		<p>第2項で、本会議における議員相互間の議論を尽くすことを確認するためにも、二元代表制の一翼を担う市議会としての責任と意欲を高め、各議員が建前でなく本音の思いを、徹底的に意見交換を行うことを目的にする政策討論会を設けるべきと考える。つまり、新たな条文を設けたほうがすっきりするのではないかと。それで、別に、詳細について要綱を定めたほうが良いのではないかと。</p>	<p>適切なお提言ありがとうございます。政策討論会については、第7条で規定している政策プロジェクト委員会（名称は政策企画調整会議と変更します。）で、議員相互間の議論を尽くしたいと考えます。</p>
38	第15条（政務調査費）	<p>市民から政務調査費等の書類の閲覧請求があった場合は、閲覧させる条文を条例内に設けるべきと考える。もし、市の情報公開条例によって行うということであれば、この議会基本条例の中の大部分が地方自治法の中に含まれている。整合性がとれなくなる。</p>	<p>政務調査費の収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧については、情報公開条例による閲覧ではなく、登米市議会政務調査費の交付に関する条例第14条第2項で、「何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び証拠書類の写しの閲覧を請求することができる。」と規定し、この条例を根拠法令として閲覧に応じております。こうしたことから、改めて議会基本条例には規定しておりません。</p>
39	第19条（議会事務局の体制整備）	<p>事務局の設置は、任意であるが、事務局員は、執行機関からの出向である。このことから、最新の情報を提供するというメリットはあるが、数年で執行機関に戻ることを考えた場合、補助職員に徹して情報提供ができるか疑問である。</p> <p>たとえば、議会事務局に有償ボランティアの導入、隣接の市との一部事務組合によって、雇用し、各議会事務局に派遣させる仕組みなど、職員の雇用形態を改革することも必要ではないでしょうか。</p>	<p>議会改革調査特別委員会でも、議論しているものですが、早急にできる体制ではなく、検討課題として位置づけ、これからも議論していきたいと考えています。</p>

40	第 20 条（議会図書室）	議会図書室としてコスト的な面から困難な場合、執行機関の資料室と一括して設置することも一考ではないでしょうか。	いただいた意見も含めて、なお一層の図書室の充実に努めます。
41	第 22 条（議員報酬）	この条文に、なぜ第 21 条の第 3 項と同じような条文を設けないのか。	ご意見を踏まえて条文を追加し、修正させていただきます。
42	第 23 条（議員の政治倫理）	「…識見を高めるように努めなければならない。」の「努める」を削除し、「高めなければならない。」とすべきではないか。	ご意見を踏まえ、条文を修正させていただきます。
43	第 24 条（最高規範性）	「この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例に反する議会…」を「この条例は、議会における最高規範であることに鑑み、議会は、この条例に反するような議会に…」	市民にわかりやすい条文に整理させていただきます。
44	第 25 条（見直し手続）第 1 項	「必要に応じて」を削除し、「随時」にしたほうが良いのではないか。	同意語であるので、原案のとおりとさせていただきます。